

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

午後二時三十分開議

○丹羽委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。長妻昭君。

○長妻委員 よろしくお願いいたします。

まず、年金の積立金の運用についてお尋ねをいたします。

GPIFが、クラスター弾を製造しているテキストロン社の株を、昨年の三月末の時点で百九十一万株、七十八億円、保有をしているということでございます。議場におられる皆さん、違和感をお持ちの方は多いんじゃないでしょうか。年金積立金でクラスター弾を製造する会社の株を買っているというのは、皆さん、全然違和感ないですか、自民党の方は。

日本には法律がございますして、クラスター弾等の製造の禁止及び所有を禁止する法律がある。しかも、びっくりしましたのは、この法律が今度共

謀罪の対象にもなる、二百七十七の中に入っているということでありまして、株を買ったら共謀とは言いませんけれども、どうなのかなど。そして、日本は、クラスター弾の禁止条約、これも締結しているわけでございます。塩崎大臣にちよっとお尋ねするんでございますけれども、例えば、クラスター弾を製造している会社の株は持たないというような選択をするためには、法改正以外に道はない、こういうことでございますか。

○塩崎国務大臣 厚生労働大臣を御経験の先生はもう重々御存じの上でお聞きをいただいているんだらうと思いますが、GPIFの、年金積立金というのは、法に基づいて、専ら被保険者の利益のためだけに運用する、それから信託銀行等に投資一任という形でやっているわけで、これが原則であります。特定の企業を投資対象としたり、逆に投資対象から特定の企業を外すというようなことを政府やGPIFが指示するということはできない仕組みとなっております。

GPIFの投資対象となる企業というのはほぼ世界全域に及んでいるわけであって、その投資対象に対して、外交やあるいは安全保障、環境、人権など、諸問題が間断なくいろいろな形で世界では発生をしているわけでありまして、GPIFの投資対象をめぐって、年金財政上の収益とは別に、投資の是非を逐一判断するということは、年金積立金の運用を、こうした是非についての判断が分かれ得るさまざまな問題に巻き込まれるということになりかねないわけでございます。国民の貴重な財産である積立金を、こうしたリスクにさら

されることのないように、先ほど申し上げた原則は重要であって、特定の企業を投資対象から外すことを政府やGPIFが指示することはできないという仕組みは今後も守っていくべきではないでしょうかというふうにご意見を伺います。

したがって、法改正以外ないのかということでございますが、法律に定められた方法で今やっているということでございます。

○長妻委員 ちよっと私の考え方と違うわけでございます。法改正しなければできないというふうにおっしゃいましたけれども、私は違う立場でございます。

なぜならば、最近、政府は国連が提唱しているESG、責任投資原則に署名をされておられる。

ESG投資でございます。これは、環境、エンバイロメント、そしてソーシヤル、社会、企業統治、ガバナンスに配慮している企業を重視、選択して行う投資、これをするということでもあります。

例えば環境では二酸化炭素の排出削減や化学物質の管理を着目する、例えば社会では人権問題への対応や地域社会での貢献活動を着目する、企業統治ではコンプライアンスなど、情報開示など着目するというところで、サインをされているんですね、最近。

かつ、御存じだと思っておりますけれども、今、ESGの指標を公募しております。聞くところによると、応募の会社が今来ていて審査に入っているということでございます。十四社から二十七の指数の応募があつて、いずれ、それを選択して、環境とか人権とかどこに重点を置く投資をするのか、

その会社が出してきた指標を選んでいく、こういうことが始まるわけで、当然、取捨選択するわけですね、その一つの価値基準に基づいて。

これは現行法でできるということで今政府は進めておられるわけですから、そのESGの投資の枠組みの中で、例えば人権に配慮するという指標を政府が選択されると、恐らくこの会社は入らないんじゃないのか、こういうふうにも私は思うわけです。そうすると、別に法律を変えずにもできる。

信託会社が銘柄も選んで政府に提示をしていくというような仕組みでありますから、政府が、この会社はだめだ、いいだということではなくて、全体の哲学の中で信託会社が会社を選択して持ってくる、それを政府は選ぶというような仕組みでございまして、今、応募が、二十七指標が来ている、私も中身はわかりませんが、その中で適切な指標を選ぶ、こういうスキームが入るわけでございますから、それに基づいて適切に判断できるのではないかと思うのでございますけれども、これはいかがでございませうか。

○塩崎国務大臣 責任投資原則というのは、署名機関にそれぞれ受託者責任の範囲内で取り組むことを求めるのみで、投資除外、どこかの会社を外せとか、そういうことまで求めているわけではないわけでございます。今お話がありましたように、指数に基づいた運用を行うということで、公募によって選定を進めているわけでありまして、その中に何が入ってくるかというのは、これは信託銀行の方が選んでくるということでございます。

ので、先ほど申し上げた原則と何ら変わらないというふうには思っております。

○長妻委員 今の答弁、びっくりするんですが、大臣おわかりになっていないというふうにはちょっと言わざるを得ないんです。

今おっしゃったのは、ネガティブスクリーニングという手法でございまして、特定の企業を価値観に基づいて投資対象から外すネガティブスクリーニング。今回聞いていますのは、ネガティブスクリーニングはやらない、ただポジティブスクリーニングということで、ESG評価の高い企業を投資対象に組み込むということ、これは当然、高い企業を組み込むわけですから、低い企業は組み込まない、こういうような価値判断によって信託会社がその企業名も含めて提案を持ってくるということでありまして、これは十分できるわけでございます。大臣、ちゃんと調べて、精査をしていただきたいというふうに思うわけでございますが、いかがでございませうか。

○塩崎国務大臣 先ほど申し上げたように、指数をどういう形でつくるかというのは、これはGPIFではなくて、この企業を入れるというような形で言うことはないわけで、持ってきたものをどれにしますかという指数の固まり、それをどうするかというのはこれはこちらが選ぶ、こちらというかGPIFが選ぶ、こういうことは原則だと思えますね。

したがって、特定の企業を入れないでくれということで指示をするということはありません。どうというふうに思います。

○長妻委員 大体、そうですね、今おっしゃったことがそのとおりだと思います。

特定の企業を個別に指名して外すということ、これは私も危険だ、やっちゃいけないと思います。なぜならば、そんなことをやり始めたら、政府が恣意的に、ちよつとこの企業は反社会的だとか、ちよつと法令違反している可能性があるとか、粉飾決算だ、こういうような価値観で除外して、例えば今の政権に従順な企業だけは買います、反抗した企業は買いませんということになったら、これは大変な独裁国家になるわけでございまして、これは私も、そんなことは絶対やっちゃいかぬ、これは絶対やっちゃいかぬ。心配している人もいるんです、実は。今、GPIFの中でそういう議論が一部起こっているわけでございまして、こんなことは絶対やらせちゃだめですよ、それは。

周りから言う人もいるんですけども、それはだめなんだけれども、今大臣が前半答えたように、ポジティブスクリーニング、つまり、こういう価値、例えば人権を重視するというようなフアンドがあったとしたら、そこには恐らくクラスター弾の会社は入らないでしょう。ですから、そういうようなセレクトによって、法律を変えなくてもできるんですよ。ですから、そういうことを研究をぜひ大臣も、関心を持っていただきたいと思います。

ちなみに、表もつけておりますけれども、例えばスウェーデンとかノルウェーは倫理委員会があつて、例えばクラスター弾を製造している会社は禁止、そして軍事企業、たばこ企業、そして強制労働する企業も投資は禁止。カナダについては、

対人地雷をつくっている会社は禁止、全ての年金です、ね、クラスター弾は禁止。米国も、カルパース、カリフォルニア州の職員の退職年金基金でございませぬけれども、たばこ企業は投資禁止になっている、イラン関連企業等についても禁止になっているというふうなことで、こういういろいろな仕組みが世界にあるわけで、ちよつと私が調べた限り、一切何にも除外しません、そういう張りもつけませんというのは、これまで日本だけでございまして、今回、いろいろ個別銘柄の公表もするということになったわけでございませぬので、そういうことをぜひ研究していただきたいということをお願い申し上げます。

このESGについて研究をしていく、めり張りをつけた投資の研究をするということ、ぜひ一言おっしゃっていただければと思うんですが。

○塩崎国務大臣 このESG自体は、この投資の仕方自体は、国連で署名をしているわけでございませぬから、それはそれで大変大事なことだと思っておりますので、その考え方は当然これからGPIFもとっていくということだと思っております。

それが、どういう形でやるのが一番いいのかということ、これは絶えず研究をしていかなければいけないので、このESG投資を含めて、私どもは、GPIFの投資のあり方は、当然、この法律で定められた枠内で、何が最善のことができるのかは考えていかなきゃいけないというふうに思っています。

○長妻委員 ぜひよろしくお願いします。そして次に、裁量労働制の拡大についてお尋ね

をいたします。

労基法の改正案、国会には出ておりますけれども、まだ審議入りをしておりませぬ。

これもことしの予算委員会で総理や塩崎大臣と少し議論をいたしましたけれども、その中で、ちよつと端的にお伺いしたいんですが、今回、拡大をする裁量労働制、営業に拡大するということがございまして、政府がネーミングをつけましたのが課題解決型提案営業、これは拡大するんだというところでございませぬが、この課題解決型提案営業なるものは広告代理店の中にあるのかなのか、絶対ないのか、一〇〇%あるのかなのか、そこら辺についてはどうですか。

○塩崎国務大臣 今お話があったように、課題解決型提案営業というものですから、営業という言葉があるとどうしても一般的な営業ということを想起しがちで、ネーミングとして工夫はあり得べしかなというふうに思っております。

それで、現在提出している労基法の改正法案で新たに追加をいたします課題解決型提案営業、言ってみれば、より正確に言えば新規開発提案業務と私たちは呼ぶべきかなというふうに、特に営業という意味が非常に幅広くみんなに解釈がし得るものですから、新規開発提案業務というような感じですけども、これは個別の営業活動は対象とならぬ。例えば、銀行全体の業務システムの開発とか顧客である会社全体とか、あるいは事業場工場全体に影響する案件の新規開発提案を行う業務であつて、単なる個別の営業活動を対象とするわけではない。これを行う方々だけに限つてご

ざいまして、通常、広告の会社についてのお尋ねでございませぬけれども、例えば個別の広告の制作とかあるいは広告枠の営業業務とか、これは当然対象とならぬし、他社の商品開発をコンサルティングするような業務を対象とはならないわけで、事業全体に影響する新規開発提案をみずからの裁量を持つて行う方であれば対象にならないというふうに考えております。

○長妻委員 では、広告代理店にはないということでしょうか。

○塩崎国務大臣 今申し上げたように、個別の営業をやるような形での広告代理店ということ、普通はそういう業務ですから、そういうことは対象にはならないということ、相手の企業の会社全体に与えるような、さつき申し上げたような、銀行であれば決済システムとかです、そういうような大きい話で提案をする、そういう業務を指しているわけでありませぬ。

○長妻委員 ちよつとお答えになつてないんです。広告代理店にはあるんですか、ないんですか。

○塩崎国務大臣 代理店ですから、今申し上げたように、基本的には、その会社全体についてということとは余りないだろうというふうに我々は想定は、こういうことが行われるということが想定されるということではないと思ひます。

○長妻委員 そうすると、あり得るということなんでしょうか、可能性は低いけれども。

○塩崎国務大臣 我々の中では想定されていませぬので、しかし、業種的に何か除くとかいうようなことを言っているわけではないし、今やいろいろ

るなビジネスがありますから、そういうことで、我々は、今言ったような、顧客である会社全体とか工場全体に与えるような案件を新規開発して具体的に提案をする、そういう業務を指すので、通常は広告代理店はそういうことはないんじゃないかというふうに考えております。

○長妻委員 通常はないという御答弁と、想定していないという答弁、広告代理店について、今おっしゃったわけでありまして。

これはもう塩崎大臣もよく御存じだと思えますが、今回の営業に裁量労働制を入れるというのは、まずは電通の強烈な陳情から始まっているわけですので、歴史を古くは、細かくは振り返りませんけれども、一九九一年の電通事件、二十四歳の若者が過労死して、裁判の中で裁量のことを電通はしきりに訴え、そして日本広告業協会、理事長は電通の会長でしたけれども、営業への裁量労働制の拡大を当時労働省に強く陳情をしたと。

そして、一九九八年に法律改正がなされて、一定程度広がりましたけれどもまだ営業は不十分だということ、ここにもお配りしておりますけれども、二〇一五年法律が出てきた、営業への拡大ということ。

電通を初めとする広告代理店の悲願でございます。それが成立をしようとして、これはもう過去何回も国会での質問がございましたけれども、裁量労働制というのは本当に、残業ゼロ法案という呼び名もありますけれども、問題が大変大きい

です。残業時間が間違いなく伸びる傾向にあるわけでございます。しかも残業代は払われないということ、高橋まつりさんの御遺族の方も大変問題であると言っているわけでございます。

この論文の中にも、電通の人事局長は、今やソリューション・コンサルタントなんだと。つまり、広告だけじゃなくて、商品を新しく開発するとき、その商品のポジショニングとかネーミングとか商品開発からお手伝いをして、そして新たな商品を提案していく。こういうような、まさに今回の条文でいえば三十八の四にある拡大の規定に合致するわけでございます。これを拡大してしまうと、私は、大変なことになるということでございますので、ぜひ重々お気をつけていただきたい。

そしてもう一つ、ちよつと悪いうわさを聞くわけでございますけれども、どういううわさかといいますと、今回、働き方改革で残業時間の上限を決めた。それについては、恐らく秋に労基法の改正案が出てくるでしょう。そしてもう一つは、同一労働同一賃金で、恐らくパートタイム労働法と労働契約法と派遣法が関係するからそれらの改正法案も出てくると思います。

そのときに、悪いうわさといいますのは、今回の高プロ、高度プロフェッショナルと今回の裁量労働制の営業拡大の法案もまとめて一本にして国会に出すんじゃないか、あるいは、一括して審査をして、そして賛成反対、賛否を問うんじゃないのか。まさかそんなことはないとは思いますが、いろいろなどころからいろいろな、経営者も含めたそういう、私はそれはおかしい審議の仕

方だとも思うわけでございますけれども、まさかそんなことはないというふうに明言いただければ。○塩崎国務大臣 これは今既に、労働基準法の改正は、だけではありませんけれども、おとしに出した法律でございますので、可及的速やかに御審議をいただいで御採決をいただくとありがたいと思っております。

働き方改革で新たに出てくるものは、これも早期に法律化をするというふうに総理から指示を受けているわけで、これから労政審で、既に始まっておりましてけれども、本格的な議論の末にきちっとした法案を提案できるように持っていきたいと思っておりますので、既に出ているものは速やかに成立を期していきたいというのが基本であります。

○長妻委員 そうすると、今の趣旨は、既に出ているものと一緒にするということはない、こういう趣旨でありましたか。

○塩崎国務大臣 もう既に出ているわけでありまして、これを通していただきたいというのは政府として当然のことです。そのこと以外は何も考えていないということあります。

○長妻委員 別々に審議するということですね。○塩崎国務大臣 既に出ている法案は審議をしていただきたいということを考えているだけでございます。

○長妻委員 セット販売という言葉も国会で最近よく出ますけれども、全部、かなり前に出ている法案も、それでこつちをあわせて、何かいろいろな取引があるのかどうかわかりませんが、

いろいろ着地する中で、これを入れるからこつちだ、こつちを入れるからこつちだみたいな話があるとする、非常に審議権の制約を政府が国会に要請をする、そういう行為をしていくということになりかねないので、それは十分、委員長も含めて、分離して審議をしていくと。

もう絶対答えないですね、何度聞いても。委員長、次答えなかったらきちつと指示していただけますか。では、ちよつと最後、答えてください。

○塩崎国務大臣 既にお出しをして、政府提案として国会にお出しをしているわけでありますから、これを可及的速やかに御審議をいただいて成立を期してまいりたいというのが私たちの変わらぬ姿勢でございます。

○丹羽委員長 塩崎厚生労働大臣。

○塩崎国務大臣 今後出てくるものについてどうするかということはまだ何も決まっていないうわけでありますので、今お出しをしているものについて可及的速やかに御審議をいただきたいということでございます。

○丹羽委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○丹羽委員長 速記を起こしてください。

塩崎厚生労働大臣。

○塩崎国務大臣 既に御提出申し上げている法案については可及的速やかに御審議をいただきたいということ、今後お出しをするであろう法案についても、同じように御審議を速やかにしていただくように御審議をいただきたい、こういうことでござ

います。

○丹羽委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○丹羽委員長 速記を起こしてください。

塩崎厚生労働大臣。

○塩崎国務大臣 申し上げているつもりでありませけれども、今後出てくるものの扱いについてどうなるかということは今後決めることとございませので、今どうするかどうかを定めることは、まだ影も形もない法律でありますので、申し上げることができない、こういうこととございませ。

○長妻委員 セットもあり得るといふふうには私にとりまじたけれども、違うんだしたら、手を挙げて反論してください。違うんであればね。反論しないわけでございますので。

私は、これは本当に、国会の審議権というんでしようか、それを不当に制約する話だと思ひますよ。まあ、我々の政権のときも、それは幾つかの法律を一緒にまとめるということもありましたけれども、幾ら何でもこれはやり過ぎじゃないですか、もしまとめるとしたら。相当前に出てきて、これだけ反対論がある中で、そして働き方改革という、我々の、一つの政策であるものを官邸の中で推し進めて、それをがっちゃんこしていく、これは幾ら何でもおかしいというふうにごで申し上げて、そういうことのないようにせひしていただきたいと思ひます。

そして最後に、QODという言葉をお存じでございませしょうか。QOLというのは、クオリティ

ー・オブ・ライフ、生活の質でございますが、QODというのは、クオリティ・オブ・デス、死の質ということでございませして、英国の雑誌のエコノミスト社が定期的に調査しておりますが、二〇一五年のクオリティ・オブ・デス・インデックスというのを発表いたしました、日本はクオリティ・オブ・デスが十四位、こういう形でありませして、少しは順位はかつてよりは上がったんでございませけれども。

塩崎大臣、QODを上げるためにどういふ施策が必要なのかということをお聞かせいただけますけれども、QOLというのはジェロントロジーという老年学から生まれた発想だと思ひますけれども、QODはサナトロジーという死生学から生まれた言葉で、同時に両方の学問が一九〇〇年初頭に発生をしてきたと私は理解をしていませるわけでございます。

しかし、日本では、この死生学というのが余り知られていないし、余り死生観についても語られることが少ない。人間の大きな役割は三つあると私は思ひますけれども、生きる、死ぬ、死ぬとみる、この三つだと思ひますけれども、その死ぬとみるところが相当すっぽり日本の社会は抜けていませるのではないのかというふうにお聞かせいただけます。

私の尊敬する、厚生労働省のOBでもございませ、今京都大学の教授をやらせていませけれども、広井良典教授はこういふことをおっしゃっていらませます。死生学の教科書で、現在の日本では死という意味がよく見えないうと同時に、生そのものの

意味もよく見えない、死生観の空洞化状態にある、こんなようなことをおっしゃっておられるわけでございます。

塩崎大臣、今十四位で台湾にもシンガポールにも抜かれておりますけれども、QODを上げるためには何をしたらいいかというふうにお考えでございますか。

○塩崎国務大臣 大変大きな問題だと私も個人的に思っておりますし、厚労省としても大事だと思っております。特に、高齢化、それも日本が一番進んでいるわけでありますから、今、老年学から出てきたというところもあるというお話がございましたが、そういう意味で、これから多死社会を世界に先駆けて直面をする日本でありますので、生きることだけではなくて、亡くなることのクオリティー、質を考えるとということは私も大事だというふうに思います。

特に、これをどう高めていくのかということでありますが、かなりいろいろなことがあり得ると思えますし、今イギリスのエコノミスト・グループがまとめているこれも、要素が幾つかございますので、やはりそれぞれをよくしていくということとがなければ、今十四位というのをとつと上げていくべきだというお話をいただきました。高齢化の最先端を行っているならば、やはりこのクオリティー・オブ・デスについても国民が納得するような順番になった方がいいと思いますが、しかし、もちろん、これはインデックスそのものが本当に日本人の心をあらわしているかどうかということには考えなきやいけないと思えますが、いずれにし

ても、これから、こういったことについて、これは医療だけではなくて、医療も大事です、そして医療周りのことも大事であります、恐らく、生き方ということになれば、宗教の問題も個々人には非常に大事なことになるっていくんだろうというふうに思います。

○長妻委員 塩崎大臣、臨床宗教師ということは聞いたことがございますか。

○塩崎国務大臣 海外では割合そういうことがよく、亡くなる方々と接する人たちの中にそういう方々がおられることは知っておりますし、安楽死が合法化されている国、たしかオランダとかそういうところはかなりそういうことをやっていらっしゃる方がおられるというふうにも聞いております。

○長妻委員 今おっしゃっていたいたチャプレンというのは、キリスト教国、欧米諸国に、これはどの病院でも牧師さんや神父さんがそこにおられて、みどりの仕事を、精神的ケアをされているというのがあります。

日本でも、この臨床宗教師、東北大学が始めまして、二〇一六年度末までに修了者が百五十二人おられる。今、龍谷大学、鶴見大学、高野山大学、種智院大学、上智大学、武蔵野大学、大正大学、愛知学院大学、合計九大学で、その講座があつて、この資料にも入れておりますけれども、各地の病院で今活躍をしているところでございます。

今は、私は、超高齢多死社会がやってきたと思えます。この資料十ページでございますけれども、今、我が日本では一日何人亡くなるのか、御存じ

でございますでしょうか。今現在、最新の数字では、二〇一五年、三千五百三十五人が毎日亡くなっておられるわけでございます。年間の死亡者を三百六十五日で割るわけでございますが。

ピーク時は一日何人が亡くなる社会が来るかといいますが、十一ページでございますが、二〇三九年がピークで、一日四千五百九十九人の方が毎日亡くなる社会、今よりも千人ふえる。

そして、二〇二五年には、二〇二五年は昭和に換算すると昭和百年でございますけれども、昭和百年には、百年問題とも言われておりますが、死亡する方が生まれる方のほぼ二倍になる。こんな差は、歴史的に初めてである。死亡が百五十三万人、生まれる方が七十三万人ということになるわけでございます。

そして、多くの方、半分以上の方が自宅で亡くなることを希望しておりますけれども、現実には七五%が病院で亡くなっておられる。しかし、オランダやスウェーデンを見ると、四割ぐらいが病院で亡くなっておられるだけでございます。我が国も、私が生まれた一九六〇年は八割の方が自宅で亡くなっておられたということで。私は、病院の今の現状をいろいろ伺いますと、相当大変な今状況になっているということで、危機感を持っているわけでございます。

例えば、なかなか日本は固定した宗教がお持ちの方が少ないということもあるのかどうかわかりませんが、死を間近にして、今はがんも告知をしますし、がんという病気は一定程度亡くなるまで生きる病気でありまして、意識もはっきりし

ている。そういうような方々がふえることによつて、病院が今大混乱をしているという状況もございいます。つまり、死ぬのが怖い、そして取り乱して、例えばいろいろな暴力を振るってしまふ、あるいは、俺は人体実験をされているんじゃないのか、全然治らないんじゃないのか、訴訟する、いろいろなトラブルが起こって、お医者さんがなかなか治療に専念できにくいという状況がある。

その中で、臨床宗教師という方々が、これは東北大の、郡議員もよく御存じだと思いますが、大震災を契機にできたものでございます。その中で、岡部医師、お医者さんが、戦後の日本では、宗教や死生観について語り、この暗闇におりていく道しるべを示すことのできる専門家が死の現場からいなくなつてしまったということで、この方の情熱で講座ができていくわけでございます。

寄り添って、亡くなる方々が自分は何のために生きたのか、俺の人生意味ないんじゃないのか、そういうような方々に対していろいろお話を聞いて気づきを求めていくというものでございます。こういうものについて、私自身は、政府もよくよく研究をしていく必要があるというふうに思いません。

その一方で、宗教的な話でございいますので、例えば東北大学は、倫理規程をつくって、倫理委員会もつくっています。この活動をするに当たっては、自分の信仰、信念や価値観を押しつけてはならない、ましてや自分の宗教の布教や伝道を目的として活動してはならない、こういうようなこと、遵守義務を課して活動をしているということであ

ります。

台湾は進んでいるようでもございますけれども、このチャプレンの制度も参考にしながら、政府も一定程度の研究をこれから多死時代を迎える中でしていく必要があるんじゃないかというふうには考えるわけでございますけれども、大臣の認識をお聞かせいただければと思います。

○塩崎国務大臣 何度も申し上げましたけれども大変大事なことであつて、個人レベルの心の中の問題に深くかかわる問題であつて、宗教は、政府としては一つの宗教に何か偏るわけにはまいりませんし、政府は中立でございませうけれども、しかし、心の中ではやはりいろいろな形でいろいろな方々がおられるのに、その際、人生の最期を迎えるに当たつてどういふふうなサポートをしながらそのときを迎えるかということは、我々厚生労働省としても当然考えなきゃいけないと思つております。

特に、医療あるいは介護の現場を預かっているわけでございますので、今回の医療法の改正でも、今まで高度な医療のことをやる特定機能病院でありましたが、そのときに、患者の安全ということががすっぽり抜けていた。当然、高度な医療が行われるためにはリスクも高いわけですから、そのときに、患者のことを考えれば、安全ということを考えなきゃいけないので、どちらかというと、供給側の論理が強くなつてきたこれまでの医療、あるいは医療の現場、これをやはり、医療安全ではなくて患者の安全という形で見ていけば、究極なところは、最期はどういう亡くなり方をしてい

くのかということになるわけで、医療の関係者の皆さん方にもぜひ、既にいろいろと御努力を、皆さん、それぞれの形でいただいていますけれども、今、チャプレンであったり臨床宗教師であったり、いろいろなお話を頂戴いたしましたけれども、そういうようなところにたどり着くであろう問題について、我々も考えていかなければなりませんし、特に、これは、人生の最期を迎えるときに当たつての、健康なうちから考えておくということについては余りなれていない日本でもありますので、そういうことをもつと、医療関係者も含めて、そして医療政策や介護政策をやる厚生労働省も、よく考えていかなきゃいけないというふうに思います。

○長妻委員 今、臨床宗教師のみならず、臨床仏教師、みとり師、いろいろな活動をされている方々がおられるわけで、どうしても今、医学の分野では、死は敗北だ、患者さんの死というのは医学的に見ると敗北なんだということで、死と闘う、こういうようなマインドがあるわけでございますけれども、しかし、やはり死と寄り添っていく。質の高い死というのは、一つ定義がございしますが、患者や家族の希望にかなない、臨床的、文化的、倫理的基準に合致した方法で、患者、家族及び介護者が悩みや苦痛から解放されるような死であるというふうな定義もございします。

私自身は、昨今の風潮で、終末期医療は金がかかるから余り延命治療をしない、延命治療をしないことがイコール尊厳ある死である、こういう短絡的な議論に非常に危機感を持っているわけで、そんな単純な話じゃない。延命治療をすることを

望んでいる御家族も本人もおられるわけでございまして、ですから、本当に日本は、今全く議論がないまま来ておりますけれども、死生学あるいは死生観、そしてQOD、これをよくよく考えて、本当に効果のある医療、国民の皆さんが幸せを感じられる医療、これをつくり上げていく。安易な安楽死や尊厳死の議論には絶対くみしてはならないということも申し上げて、質問を終わります。

よろしくお願いたします。
ありがとうございました。